

いちはら

# 結婚新生活応援事業

ご利用ガイド

予算額に達した時点で、申請の受付を終了します。

※事前相談は補助金申請を確約するものではありませんので、お早めに御申請ください



受付窓口・お問い合わせ先

市原市役所 都市部 住宅政策課

〒290-8501 市原市国分寺台中央1丁目1-1 市役所第1庁舎3階

電話：0436-23-9841 eメール：juutaku@city.ichihara.lg.jp

<http://www.city.ichihara.chiba.jp/>

## 1 いちはら結婚新生活応援事業とは？

いちはら結婚新生活応援事業は、若者が安心してくらせるまちの実現に向けて、結婚して新生活をスタートさせたいという若者を応援する制度です。

若者が結婚を機に市内に定住するとき、新生活に必要な住居費や引っ越し費用の一部を補助します。

### (1) 補助対象の要件

4・5ページをご覧ください。

### (2) 補助を受けられる方

全ての補助要件を満たした方

### (3) 補助対象となる経費

住宅の取得（新築または購入）や賃借（賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料）、引っ越しに要する費用

※勤務先から住宅手当の支給を受けている場合は、その部分について対象外となります。

※レンタカーや自家用車で引っ越しをした費用は対象外となります。

### (4) 補助金の額

対象経費の合計額（1世帯あたり30万円まで）

### (5) 申請期間

令和3年4月1日（木）から令和4年3月31日（木）まで

※土日祝日及び年末年始の休日除く

受付時間 午前9時から午後5時まで

**※申請期間内に予算額に達した場合、受付を早期に終了することがございますので、お早めにご申請ください。**

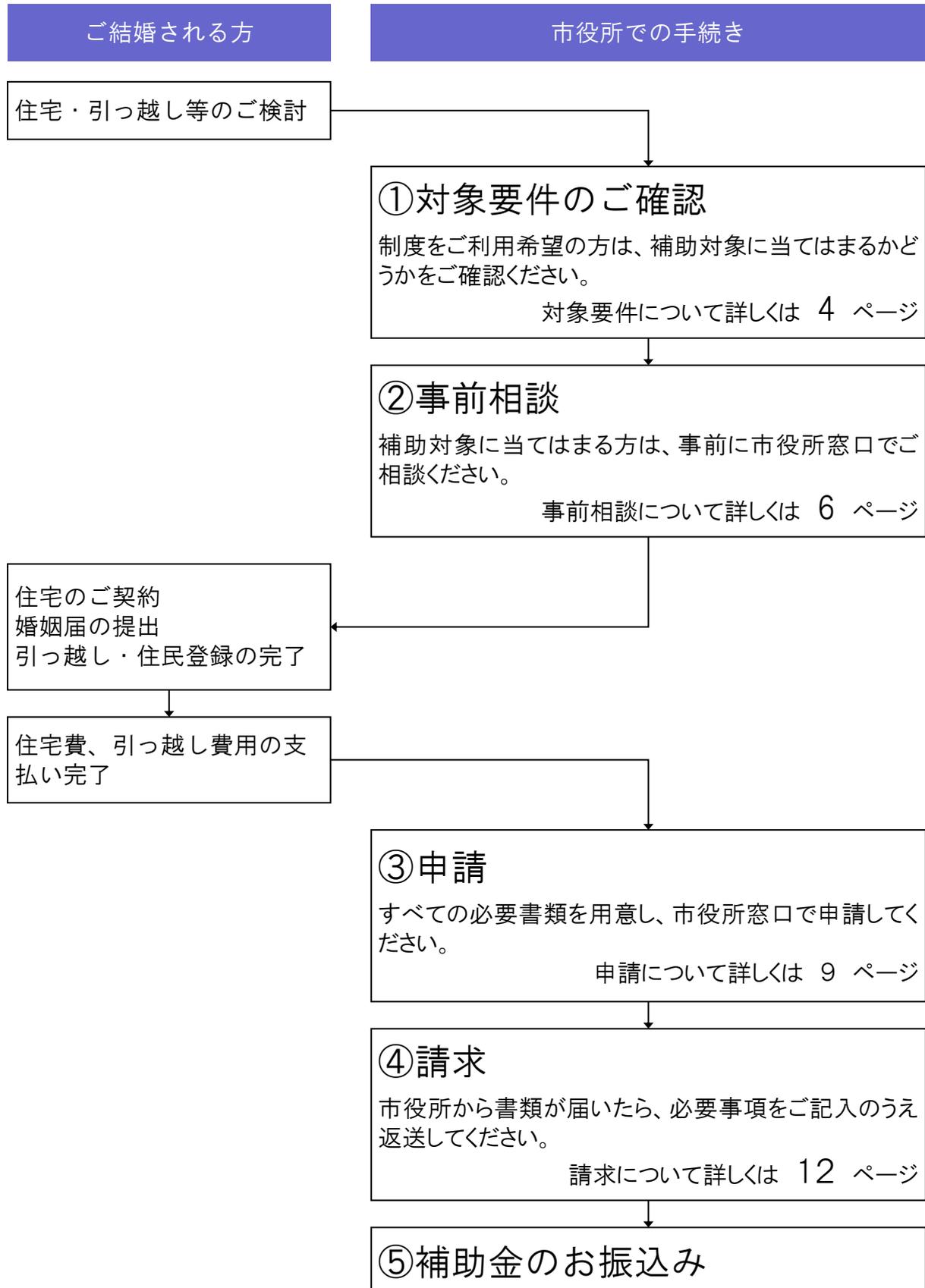
**※対象要件や必要書類等の確認を行う事前相談についてもお早めにお願ひします。**

市原市は  
新婚家庭の暮らしを  
応援します！



オッサくん

## 2 制度利用の流れ



## ①対象要件をご確認ください

いちはら結婚新生活応援事業は、次のすべての要件に合致する方がご利用いただけます。

チェック



### (1)夫婦の年齢がともに39歳以下

**令和3年1月1日以降**に婚姻届が受理された方で、受理日の時点で夫婦の年齢がともに39歳以下である方が対象です。



### (2)夫婦の所得の合計が400万円未満

【会社員などの方】

所得とは、前年1年間の給与総額（＝収入）から給与所得控除額を差し引いたものです（所得＝収入－給与所得控除）。**手取り額ではありません**のでご注意ください。所得からさらに社会保険料等を控除した課税所得とも異なります。

おおよそ給与収入の合計が概ね550万円以内の方が該当します。（※所得税法別表第五参照）

【自営業の方】

所得とは、前年1年間の収入から必要経費を差し引いたものです（所得＝収入－必要経費）。

※給与所得控除とは、所得税額を計算する際に、会社員などの給与所得に適用されるもので、1年間の給与総額に応じて予め定められた額が差し引かれるものです。個人事業主の必要経費に相当します。

※夫婦のどちらかまたは双方が離職し、申請時に無職の場合は、所得なしとして算出します。

※貸与型奨学金（公的団体又は民間団体から学生の修学や生活のために貸与された資金）を返済中の場合は、貸与型奨学金の年間返済額を差し引いて算出します。



### (3)夫婦ともに市町村税の滞納がないこと

夫婦の両方に市税の滞納がない方が対象です。

制度利用時に他市町村から転入された場合は、転入元の市区町村でも滞納がない方が対象です。



### (4)制度利用後、2年以上継続して市内に住むこと

いちはら結婚新生活応援事業補助金の申請日から、夫婦ともに2年以上継続して市原市に住み続けていただく方が対象です。

(5)入籍、住宅の取得または賃借、引っ越し、住民票の異動の全てが完了していること

**令和3年1月1日以降**に、入籍、住宅の取得または賃借、引っ越し、住民票の異動の全てが完了している方が対象です。

(6)他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと

市原市や他の公的機関から、家賃補助等を受けていない方が対象です。

(7)暴力団員等でないこと

子育て世帯・親世帯がともに市原市暴力団排除条例に規定する暴力団員等でない方が対象です。

(8)過去にこの補助金を受けたことがないこと

## ②事前相談

いちはら結婚新生活応援事業をご利用いただく際には、市役所窓口で事前にご相談いただき、対象要件などをご確認くださいませようをお願いいたします。

### 事前相談で確認する内容

事前相談では、お手持ちの書類のほか、口頭での聞き取りにより要件確認を行います。事前相談のために新たに用意する書類はありません。

**※申請期間内に予算額に達した場合、受付を早期に終了することがございますので、お早めにご申請ください。**

チェック

### □ (1)ご相談者について

現住所		
お名前		申請予定者との続柄
ご連絡先電話	(       )	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> (       )

### □ (2)ご夫婦について

申請（予定）者	<input type="checkbox"/> 相談者に同じ <input type="checkbox"/> (       )	
前住所	<input type="checkbox"/> 相談者に同じ <input type="checkbox"/> (       )	
婚姻（予定）日	年    月    日	
婚姻時の年齢	夫       歳       妻       歳	
直近の所得	夫       万円    妻       万円	計       万円
市町村税の滞納	<input type="checkbox"/> ない	<input type="checkbox"/> ある
制度利用後	<input type="checkbox"/> 2年以上継続して住む	<input type="checkbox"/> 未定
他の公的制度による補助	<input type="checkbox"/> 受けていない	<input type="checkbox"/> 受けている
過去に補助金利用	<input type="checkbox"/> ない	<input type="checkbox"/> ある
暴力団員等で	<input type="checkbox"/> ない（P8もご記入ください）	<input type="checkbox"/> ある

**(3)補助対象について**

新居の所在地	<input type="checkbox"/> 現住所に同じ <input type="checkbox"/> ( )	
住宅の取得費への補助	<input type="checkbox"/> 希望あり 金額（見込） 万円 登記（予定）日 年 月 日	<input type="checkbox"/> 希望なし
住宅の賃借費への補助	<input type="checkbox"/> 希望あり 金額（見込） 万円 契約（予定）日 年 月 日	<input type="checkbox"/> 希望なし
引っ越し費用への補助	<input type="checkbox"/> 希望あり 金額（見込） 万円	<input type="checkbox"/> 希望なし
契約者	<input type="checkbox"/> 申請者	<input type="checkbox"/> その他
所有権名義	<input type="checkbox"/> 申請者 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 申請者と共有	<input type="checkbox"/> その他
転居（予定）日	年 月 日	

**事前相談窓口**

市原市役所 都市部 住宅政策課（市役所第1庁舎3階）

市原市国分寺台中央1丁目1-1 電話：0436-23-9841

受付時間：午前9時から午後5時まで  
 （お電話で受付時間のご予約を承ります）

担当	
受付日	/ /

## 市原市暴力団排除条例（平成23年市原市条例第13号）に基づく暴力団員等の調査について

申請者	現住所	
	ふりがな	
	氏名	
	生年月日	年 月 日
配偶者 (婚約者)	現住所	
	ふりがな	
	氏名	
	生年月日	年 月 日

世帯員に市原市暴力団排除条例（平成23年市原市条例第13号）に規定する暴力団員又は暴力団員等若しくは暴力団密接関係者は、

いません。

います。

※上記記載内容に基づき、市原市結婚新生活支援事業補助金申請予定者について、市原市から市原警察署に暴力団員等該当有無の照会を行います。

市原市暴力団排除条例（平成23年7月22日条例第13号）一部抜粋

（市の事務等からの暴力団の排除）

第9条 市は、公共工事その他の市の事務又は事業（以下この条において「市の事務等」という。）により暴力団を利することとならないよう、暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者（第3項において「暴力団密接関係者」という。）を市の事務等から排除するため、市が実施する入札への参加の制限その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 市長その他の執行機関は、前項の措置を講ずる必要があると認めるときは、当該措置を講ずるために必要な事項について、千葉県警察本部長（以下「警察本部長」という。）に意見を聴くことができる。

3 市は、市の事務等に関して、その契約の相手方に対し、当該市の事務等により暴力団を利することとならないよう、下請契約その他の当該契約に関連する契約の相手方から暴力団員等又は暴力団密接関係者を排除するための必要な措置を講ずるよう求めるものとする。

## ③申請

いちはら結婚新生活応援事業をご利用いただくには、市役所窓口での申請が必要です。

次の書類を全てご用意のうえ、市役所窓口にお越しください。

### お持ちいただく書類（全てをご用意ください）

#### チェック



#### (1)世帯全員の住民票

1. 世帯全員の住民票を市役所市民課・各支所で取得してください。
2. 取得の際には本人確認書類が必要です（運転免許証など）。
3. 代理の方が取得する場合は委任状が必要です。
4. 郵送・休日ポストでの取得ができます。
5. マイナンバーカードをお持ちの方はコンビニエンスストアで取得できます。
6. 交付手数料は1通につき300円です。
7. 住民票の取得について詳しくは、市ウェブサイト「くらしの情報」、各ご家庭に配布の「市原暮らしの便利帳」をご覧ください。または市役所市民課0436-23-9803にお問い合わせください。



#### (2)戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）

1. 本籍地が市原市の方は市役所市民課・各支所で取得してください。
2. 取得の際には本人確認書類が必要です（運転免許証など）。
3. 代理の方が取得する場合には委任状が必要です。
4. 郵送・休日ポストでの取得ができます。
5. マイナンバーカードをお持ちの方はコンビニエンスストアで取得できます。
6. 交付手数料は1通につき450円です。
7. 戸籍全部事項証明書の取得について詳しくは、市ウェブサイト「くらしの情報」、各ご家庭に配布の「市原暮らしの便利帳」をご覧ください。または市役所市民課0436-23-9803にお問い合わせください。
8. 本籍地が市原市以外の方は、本籍地のある自治体で取得してください。取得方法は各自治体にお問い合わせください。

### (3)世帯全員の所得証明書（または非課税証明書）

1. 世帯全員の令和3年度（4月～6月中に申請する場合は令和2年度）の所得証明書または非課税証明書を市役所市民課・各支所で取得してください。
2. 取得の際には本人確認書類が必要です（運転免許証など）。
3. 代理の方が取得する場合は委任状が必要です。
4. 交付手数料は1通につき300円です。
5. 所得証明書（または非課税証明書）の取得について詳しくは、市ウェブサイト「くらしの情報」、各ご家庭に配布の「市原暮らしの便利帳」をご覧ください。または市役所市民課0436-23-9803にお問い合わせください。
6. 市原市外から転入された方は、前住所地の市区町村で証明書を取得してください。取得方法は各自治体にお問い合わせください。

### (4)世帯全員に市町村税の滞納がない証明書

1. 以前から市原市にお住まいの方は、納税完納証明書を市役所市民課・各支所で取得してください。
2. 取得の際には本人確認書類が必要です（運転免許証など）。
3. 代理の方が取得する場合は委任状が必要です。
4. 交付手数料は1通につき300円です。
5. 納税完納証明書の取得について詳しくは、市ウェブサイト「くらしの情報」、各ご家庭に配布の「市原暮らしの便利帳」をご覧ください。または市役所市民課0436-23-9803にお問い合わせください。
6. 市原市外から転入された方は、前住所地の市区町村で証明書を取得してください。取得方法は各自治体にお問い合わせください。

### (5)貸与型奨学金の返還証明書（対象の方のみ）

1. 貸与型奨学金（公的団体又は民間団体から学生の修学や生活のために貸与された資金）を返済中の方は、奨学金の返還証明書を取得してください。
2. 取得方法は奨学金の担当窓口にお問い合わせください。

### (6)住宅の契約書

1. 住宅を取得した場合は工事請負契約書（または売買契約書）の原本とその写しをお持ちください。
2. 住宅を賃借した場合は賃貸借契約書の原本とその写しをお持ちください。
3. 夫婦どちらかが契約者である必要があります。

### (7)住宅手当支給証明書（対象の方のみ）

1. 勤務先から住宅手当の支給を受けている方は、住宅手当支給証明書を取得してください。
2. 取得方法については各勤務先にお問い合わせください。

次ページへ続く



## (8)住宅の費用支払いが確認できる書類

1. 住宅を取得した場合は、住宅の建築費（または購入費）の支払いが確認できる書類（住宅ローン契約書または領収書）の原本とその写しをお持ちください。
2. 住宅を賃借した場合は、賃借に係る費用（賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料のいずれかまたは全部）の支払いが確認できる領収書の原本とその写しをお持ちください。提出いただいた分のみ補助対象となります。
3. 夫婦どちらかが契約者である必要があります。



## (9)引っ越し費用の支払いが確認できる書類

1. 引っ越しにかかった費用の支払いが確認できる領収書（引越業者や運送業者の領収書）の原本とその写しをお持ちください。提出いただいた分のみ補助対象となります。
2. 夫婦どちらかが契約者である必要があります。
3. レンタカーや自家用車で引っ越しをした費用は対象外となります。



## (10)補助金交付申請書（第1号様式）

1. 制度利用の概要を記載する申請書です。
2. 記入例を参考に必要事項を記入しお持ちください。



## (11)同意書兼誓約書（第2号様式）

1. 制度利用後の2年間、引き続き市内に居住していただくこと、過去にこの制度による補助を受けていないことを誓約していただくとともに、居住状況を市が住民基本台帳上で確認させていただくことに同意していただくための書類です。
2. 記入例を参考に必要事項を記入しお持ちください。



## (12)委任状（必要な場合のみ）

1. ご夫婦以外の方が窓口にお越しになる場合は、委任状が必要です。

### 申請窓口

市原市役所 都市部 住宅政策課（市役所第1庁舎3階）

市原市国分寺台中央1丁目1-1 電話：0436-23-9841

受付時間：午前9時から午後5時まで（お電話で受付時間のご予約を承ります）

## ④請求

申請手続きが終わりましたら、補助対象に合致しているかどうかを提出された書類により確認します。確認には概ね1か月程度いただきます。

確認が終わりましたら、交付決定通知書および交付請求書を申請者へ送付します（補助対象外となった場合を除く）。

書類が届いたら交付請求書に必要事項を記入し、市役所窓口へ返送してください。

補助金は、申請者名義の金融機関口座へのお振込みによりお支払いいたします。現金でのお支払いはありません。

交付請求書が市役所に届いてから、概ね1か月程度でご指定の口座に補助金をお振込みいたします。

### 申請から補助金お支払いまでの流れ

チェック



#### (1)申請

申請手続きについては9ページをご覧ください。



#### (2)審査

申請書類を市で審査します。

概ね1か月程度



#### (3)交付決定・請求

交付決定通知書、交付請求書を市から送付します。  
交付請求書に必要事項を記入し返送してください。

概ね1か月程度



#### (4)補助金お振込み

ご指定の口座に補助金をお振込みします。  
振込結果についてはお知らせいたしませんので、通帳への記帳などによりご確認ください。

### 3 こんなときは？（Q&A）

#### Q1 所得とは何ですか？

収入から必要経費を差し引いたもので、会社員の場合は1年間の給与総額から給与所得控除を差し引いた金額になります。  
詳細は4ページをご覧ください。

#### Q2 給与所得控除とは何ですか？

給与所得控除とは、所得税額を計算する際に、会社員などの給与所得に適用されるもので、1年間の給与総額に応じて予め定められた額が差し引かれるものです。個人事業主の必要経費に相当します。  
給与所得控除の金額や算出方法は税制改正により変更されることがありますので、国税庁ホームページなどでご確認ください。  
国税庁ホームページ <https://www.nta.go.jp/>

#### Q3 所得が400万円未満とは収入でいうとどれくらい？

令和2年分の給与所得控除では、給与収入の総額が概ね550万円以内の場合が該当します。（※所得税法別表第五参照）

#### Q4 子どもがいる場合でも対象になりますか？

対象になります。

#### Q5 再婚の場合でも対象になりますか？

対象になります。ただし、夫婦のどちらかがいちはら結婚新生活応援事業による補助金の交付を受けたことがある場合は対象になりません。

#### Q6 市原市内で転居した場合でも対象になりますか？

対象になります。

#### Q7 住宅取得の場合にはどの費用が対象になりますか？

建物の新築または購入費用が対象になります。土地の購入費用は対象になりません。

**Q8** 中古住宅の購入は対象になりますか？

対象になります。

**Q9** 増築は対象になりますか？

増築や改築は対象になりません。

**Q10** 賃貸住宅は対象になりますか？

対象になります（賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料）。

**Q11** アパートの敷金や礼金も対象になりますか？

対象になります（賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料）。

**Q12** レンタカーで引っ越しした場合は対象になりますか？

ご自身で引っ越し作業をした場合は対象になりません。引越業者や運送業者を利用した費用が対象となります。

**Q13** 友人に手伝ってもらって引っ越しした場合は対象になりますか？

ご自身や友人で引っ越し作業をした場合は対象になりません。引越業者や運送業者を利用した費用が対象となります。

**Q14** 引っ越しの際の不用品処分費用は対象になりますか？

対象になりません。

**Q15** 複数回利用できますか？

いちはら結婚新生活応援事業は1回のみご利用いただけます。過去に補助を受けられた方は対象になりません。  
全ての費用の支払いが終わってから申請してください。

**Q16** 住宅の面積要件はありますか？

面積要件はありません。

**Q17** 住宅の契約が済んだら申請できますか？

全ての費用の支払いが終わってから申請してください。

**Q18** 補助金を受けた後に市外へ転出した場合は、補助金を返還する必要がありますか？

転勤などご本人の意向によらない特別な事情がある場合を除き、2年以内に市外へ転出した場合は、補助金を返還していただきます。

**Q19** 補助金を受けた後に離婚した場合は、補助金を返還する必要がありますか？

病気など特別な事情がある場合を除き、2年以内に結婚生活を終了した場合は、補助金を返還していただく場合があります。

**Q20** 補助金を受けた後に死亡した場合は、補助金を返還する必要がありますか？

病気や介護、死亡などやむを得ない特別な事情がある場合は、補助金を返還する必要はありません。

**Q21** 他の補助金との併用は可能ですか？

いちはら三世代ファミリー一定住応援事業との併用はできません。  
他の補助金については、補助金により異なりますので、各補助金の担当窓口にお問い合わせください。

いちはら結婚新生活応援事業ご利用ガイド

令和3年4月版

発行 / 市 原 市

編集 / 市原市 都市部 住宅政策課  
〒290-8501 市原市国分寺台中央1丁目1-1  
電話：0436-23-9841  
FAX：0436-21-1478  
ホームページ：http://www.city.ichihara.chiba.jp/  
eメール：juutaku@city.ichihara.lg.jp